

(2) 3条許可申請書の記載例

農地法第3条の規定による許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

農業委員会会長 あて

< 譲渡人(賃貸人、使用貸人) >
住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 〇 〇 〇 〇

< 譲受人(賃借人、使用借人) >
住 所 △△町字△△ △△番地の△△
氏 名 △ △ △ △

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間5年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏名(名称)	年齢	職業(主業務)	住所(主たる事務所の所在地)
譲渡人 (賃貸人、使用貸人)	〇 〇 〇 〇	5 8	農業	〇〇市〇〇町〇〇番地
譲受人 (賃借人、使用借人)	△ △ △ △	3 5	農業	△△町字△△ △△番地の△△

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) (10a当たりの額)	所有者の氏名 又は名称 現所有者の氏名 又は名称(登記 簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類	権利者の氏名又 は名称
〇〇市〇〇町123番地	畑	畑	4,000	32,000	〇〇〇〇		
〃 456番地	田	畑	1,800	14,400 (8000/10a)	()		
以下余白							

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定しようとする時期 〇〇年〇〇月〇〇日
土地の引渡しを受けようとする時期 〇〇年〇〇月△△日
契約期間 5年間

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	60,000	40,000	20,000		
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	△△町字×× 999番地	田	田	500	谷筋の不整形な田で、機械が進入できず、猪、猿による獣害がひどいため、10年間休耕中です。

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	10,000		10,000		
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

1－2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物	水稻	キャベツ				
権利取得後の面積(㎡)	40,000	35,800				

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量	田植え機	トラクター	コンバイン			
所有 確保しているもの	4条植2台	50馬力1台	4条刈2台			
リース						
所有 導入予定のもの		30馬力1台				
リース						
(資金繰りについて)	()	(自己資金)	()	()	()	()

(3) 農作業に従事する者 (個人は①～④を、法人は②～④を記入します)

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 15年、農業技術修学歴 3年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：3人 (農作業経験の状況：40年1人 30年1人 5年1人)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：10人 (農作業経験の状況：出荷箱詰作業5～8年の経験者)
	増員予定：1人 (農作業経験の状況：未経験)

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの
平均距離又は時間 7km 車15分

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

- 2 その法人の構成員等の状況 (別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

- 3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

--

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係（本人又は世帯員等）	農作業への年間従事日数	備考

<農地法第3条第2項第5号関係>（転貸する場合のみ記載してください。）

5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）

- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

- ①周囲は水田地帯であり、取得後もこれまでどおりブロックローテーションに参加します。
- ②地域の水利調整に参加し、取り決めを守ります。
- ③地域の農地利用調整に協力します。
- ④農薬の使用方法的等について、地域の防除基準に従います。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第3条第3項第2号関係＞

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域で毎年行う3月の水路清掃、7月の草刈り作業などの出合いや農業関係の寄り合いに参加してその一員として責任を果たします。

＜農地法第3条第3項第3号関係＞ (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間： 年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 か月 (直近の実績)

年 か月 (見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

☐ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

☐ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

☐ 地方公共団体(県及び指定市町村を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託

を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附随する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

(その他参考となるべき事項)

(3) 3条許可申請書の記載要領

事 項	記 載 要 領	添 付 書 類 等
1	申請文 (1) 許可申請書は2通（許可書用、審査用）提出します。 (2) 権利名は「所有権」「賃借権」「使用貸借による権利」「その他使用収益権（ ）」のいずれかを○で囲み、その他使用収益権の場合は（ ）内にその権利の名称を記載します。 (3) 権利移動の態様は「移転」又は「設定（期間）」の該当する方を○で囲み、期間のある権利設定の場合は（期間 ）欄に、その期間を記入します。 例 （期間 1年間）、（期間 8ヶ月間）、 （期間 ○○年○○月○○日まで） (4) 農協への経営委託の場合は、 その他使用収益権(経営の委託に伴う使用収益権) 設定（期間 ○年間） と記載します。	・法第3条第3項の規定により許可を申請する場合は、さらに1通（市町長通知用）提出します。
2	あて名 その農地が所在する所の農業委員会会長とします。	
3	1 申請者の氏名等 (1) 原則として＜譲受人＞1人について申請1件とします。 (2) 当事者の連署による申請が原則ですが、以下の場合は＜譲受人＞の単独申請が可能です。 ①申請の原因が、競売・公売・遺贈（遺言者又はその相続人もしくは遺言執行者のみ）などの単独行為による場合。 ②申請の原因が、判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停法による調停、家事審査法による審判又は調停による場合。 (3) 法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。 (4) ＜譲渡人＞の住所が登記事項証明書の記載と異なる場合は、確認資料が必要です。 (5) ＜譲渡人＞の氏名が登記事項証明書の記載と異なる場合（具体的には相続登記がなされていない場合）は、真正な権利者であることの証明資料が必要です。（遺言執行人の場合、遺言書写し（公正証書、家裁の検認）で可能）	・競落決定書の写し、遺言書の写しなど ・確定判決書、和解調書、調停調書の写しなど ・住民票又は戸籍謄本などの確認資料 ・実印を押印した遺産分割協議書の写し（法定相続以外）、必要により他の相続人の相続放棄書又は同意書、相続分不存在証明書、

		(6) 権利の取得者が法人である場合には法人格を有することを証明する書面を添付します。 (7) 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合は、組合員名簿等の写しの添付が必要です。 (8) 使用収益権の譲渡・転貸の場合には、所有者の同意書が必要です。 (9) 未成年者の申請の場合は、その氏名の下に親権者の氏名を記入します。 (10) 行政書士等の代理人申請の場合は、申請者欄の下に「譲受人・譲渡人代理人」と明記し、住所と氏名を記入します。	・ 必須の添付書類として被相続人から相続人に至る戸籍（除籍）謄本、相続関係説明図、印鑑証明書（法定相続以外） ・ 定款又は寄附行為の写し ・ 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し ・ 所有者の同意書 ・ 親権者等であることを証する書面（戸籍謄本など）、親権者の同意書又は親権者による代理申請 ・ 委任状
4	2 許可を受けようとする土地の所在等	(1) 土地登記事項証明書の地目と現況による地目を記載します。（1筆について1行とします） (2) 一時利用地又は仮換地中、換地決定後登記前の土地は、2段書きとし、上段に従前地を、下段に一時利用地又は仮換地を（ ）書きします。 (3) 申請地の筆数が多い場合は別紙を作成し記入します（その場合本文には「別紙記載のとおり」と記入します）。 なお、空白欄は「以下余白」又は斜線で表示します。 (4) 所有者の氏名又は名称は、登記簿上の所有者を記載します。現所有者が登記簿と異なる場合は、下段に〔 〕書きで現所有者の氏名又は名称を記載します。	・ 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る） ・ 案内図（縮尺1/1500～ 1/3000程度） ・ 一時利用地指定通知書写し又は換地処分通知書写し、指定図面写し、一時利用の指定を受けた者の同意書、事業主体の意見書

		(5) 一筆の一部を所有権移転する場合は、原則として先に分筆を行ってから申請します。 (6) 共有地の場合は権利者の氏名等の後に持分割合を記載します。	
5	3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	(1) 権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載します。 (2) 水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を併せて記載します。	
6	許可申請書（別添） I 一般申請記載事項 1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況	(1) 「自作地」及び「貸付地」欄は、現に耕作等を行っている（作業委託・減反による不耕作も含む）面積を記入します。なおその際には、農業委員会に備えられている農地基本台帳と照らし合わせ、間違いの無いようにしてください。 (2) 「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。 (3) 「非耕作地」欄は、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載します。 (4) 申請地は除いて記入します。	・耕作等証明書（別紙様式）
7	1－2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況	(1) 作付(予定)作物が水田裏作の場合は、田の作付け作物の欄に作物の名称の後に（裏作）と記載します。 (2) 大農機具又は家畜欄の「大農機具」とは、トラクター、耕運機、動力噴霧機、自走式の田植機、コンバイン、トラック等です。「家畜」とは、乳牛、肉牛、豚、鶏等です。 (3) 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載します。 (4) 農作業に従事する者の④の時間については、交通手段を併記します。 (5) 法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、当該従たる事務所の状況について記載し、別途、法人全体に関するものを「その他参考	

		となるべき事項」欄に記載します。また、④欄に従たる事務所の名称と所在地を記載します。	
8	2 その法人の構成員等の状況	農地所有適格法人にあつては、別紙「農地所有適格法人としての事業等の状況」に所要の事項を記載して添付します。	・農地所有適格法人としての事業等の状況
9	4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況	備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。	
10	その他参考となるべき事項	地上権等が設定される場合にあっては、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載します。	

(4) 添付書類一覧

1 常に必要なもの

N O	添 付 書 類	備 考
1	土地登記事項証明書 (規則第10条第2項1号)	全部事項証明書に限る
2	現地案内図 (1/1500～1/3000程度)	現地確認の資料

2 場合により必要とされるもの

N O	添 付 書 類	必 要 と さ れ る 場 合
1	住民票	土地登記事項証明書の記載と譲渡人の現住所が異なる場合
2	委任状	代理申請の場合
3	真正な権利者であることを証する書面 (相続未登記の場合には、実印を押印した遺産分割協議書の写し(法定相続以外)、必要により他の相続人の相続放棄書又は同意書、相続分不存在証明書、必須の添付書類として被相続人から相続人に至る戸籍(除籍)謄本、相続関係説明図、印鑑証明書(法定相続以外)、(遺言執行人の場合、遺言書写し(公正証書、家裁の検認)で可能))	土地登記事項証明書の記載と譲渡人氏名が異なる場合
4	法人の定款・寄附行為の写し (規則第10条第2項第2号)	法人による場合(地方公共団体、独立行政法人は除く) 法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けようとする場合は、法人登記事項証明書又はその法人の代表者が発行する同条第3項第3号に該当する旨の証明書
5	農地所有適格法人の適格要件が備わっていることを証する書面(法人登記簿謄本)組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し (規則第10条第2項第3号)	農地所有適格法人による場合
6	承認会社の証明書及び株主名簿 (規則第10条第2項第4号) 取締役会議事録、契約書の写し (規則第10条第2項第5号)	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法による承認会社が構成員となっている場合 法第2条第3項第2号チに掲げるものが構成員となっている場合
7	農業経営受託規程	農業協同組合が農業経営受託を行う場合
8	営農計画書	遠隔地、新規、法人の場合等で確認を要する場合

N O	添 付 書 類	必 要 と さ れ る 場 合
9	耕作等証明書 (法第3条第2項第1号)	他市町村に農地を保有している場合、土地改良事業実施中の場合
10	法3条第3項第1号に規定する条件等が付されている契約書の写し (規則第10条第2項第7号)	法第3条第3項の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合
11	作業受委託契約書の写し	作業の一部を委託する場合
12	農地等所有者の同意書(民法第612条)	所有権以外の権原により農地を使用収益する者が使用収益権を譲渡・転貸する場合
13	借入地転貸理由書	所有権以外の権原により農地を使用収益する者が使用収益権を譲渡・転貸する場合
14	単独申請が可能であることを証する書面 (確定判決書、調停調書、競落決定書の写し) (規則第10条第2項第9号)	単独申請の場合
15	親権者の同意書及び親権者であることを証する書面(戸籍謄本)(民法第4条)	未成年者が申請する場合
16	一時利用地指定通知書(写し)、指定図面(写し)、一時利用の指定を受けた者の同意書(一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者の同意書)、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書	土地改良事業中の一時利用指定中の場合
17	換地処分通知書(写し)、指定図面(写し)	換地決定後登記前
18	他方申請書(写し)	交換等で許可権者が異なる場合
19	規則第19条第2項の要件を満たしていることを証する書面 (規則第10条第2項第6号)	乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るための事業を行う一般社団法人又は一般財団法人による申請の場合
20	景観整備機構の指定書 (規則第10条第2項第8号)	景観整備機構による申請の場合

* 原本と共に原本と相違ない旨を記載した事項証明書(謄本)等の添付をし、原本還付請求があった場合、原則、許可権限庁にて原本還付可能とします。

(5)営農計画書の例

営 農 計 画 書

住所
氏名

(1) 現在の耕作状況																						
土地の所在	地番	地目	面積 ㎡	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												耕作の方法		通作 距離	通 作 時 間	備 考	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家労働	委託				
〇〇町大字〇〇 字〇〇 〃 〃 字〇〇 〃 〃 字〇〇	〇〇	田	5,700	水 稲	—	砕 土	苗運 代かき	搬 田植	水管 除	理 草剤・病	害虫防除		収穫・ 乾燥・	籾運搬 調整		砕土	自家労働		km	分	農用地	
	〇〇	畑	3,300	す い か				育苗	除草 灌水	剤・病害	虫防除	収穫	・出荷				〃		1	徒歩5	〃	
	(〃	〃	3,300	キャベツ	—	収穫・ 箱詰 出荷		育苗 定植	耕転	うねたて 薬	剤散布				収穫	・箱詰	〃		1	トラック 5	〃	
	〇〇	畑	1,000	柿		—	園地 管理			防 除			土地改良	—	剪 定		〃		2	徒歩10	〃	
計			10,000		計 10,000㎡ (田 5,700㎡ 畑 4,300㎡)																	
記載注意 (1) 市町村ごとに記入 2) 作付別に記入し、裏作についても記入 (3) 添付される耕作等証明の面積と一致すること																						
(2) 申請地の耕作実施計画																						
土地の所在	地番	地目	面積 ㎡	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												耕作の方法		通作 距離	通 作 時 間	備 考	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家労働	委託				
〇〇町大字〇〇 字〇〇 一時利用地 団体営土地改良 事業 〇〇地区	〇〇	田	1,000																km	分		
	〇〇	田	950	水 稲	—	砕 土	苗運 代かき	搬 田植	水管 除	理 草剤・病	害虫防除		収穫・ 乾燥・	籾運搬 調整		砕土	自家労働		5	トラック 10	農用地	
計			950		計 950㎡ (田 950㎡ 畑 ㎡)																	
記載注意 自宅から申請地までの通作案内図とその通作経路を示すこと																						

